

国立大学法人福井大学契約監視委員会（第20回）審議概要

開催日及び場所	令和7年3月11日（火）9時～10時 福井大学本部棟2階第一・第二会議室（文京キャンパス） 福井大学管理棟3階中会議室（松岡キャンパス）※web会議形式	
出席委員 （敬称略）	○委員長 峠岡 伸行（国立大学法人福井大学 監事）  ○委員 山川 均（弁護士・弁理士・公認会計士） 佐野 慎治（国立大学法人福井大学 監事） 中川 和治（国立大学法人福井大学 監査室長）	
審議対象期間	令和6年4月1日～令和6年9月30日	
個別審査案件	13件	・ 議 事 (1) 前回議事要旨の確認について (2) 令和6年度上半期の契約に係る審査 (3) その他
内訳		
一般競争入札方式	9件	
指名競争入札方式	0件	
	随意契約方式	4件
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の内容	審議の過程で指摘した書類上の不備については、適切に対応をお願いすることとし、全体としては特に問題なく処理されている。	

令和6年度上半期の抽出した契約について、契約担当役等から説明があった後、以下のとおり質疑応答が行われた。

**【抽出案件】**

- ① レーザー加工装置【一般競争入札】
- ② 食器・食缶洗浄機【一般競争入札】
- ③ リサーチスライドスキャナー用蛍光ユニット画像配信システム【一般競争入札】
- ④ シリンジポンプ【一般競争入札】
- ⑤ 事務用電子計算機システム（リース）【一般競争入札（政府調達方式）】
- ⑥ 手術支援ロボット【一般競争入札（政府調達方式）】
- ⑦ 薬剤業務支援システム【一般競争入札（政府調達方式）】
- ⑧ 工学部 100 周年記念館什器類【随意契約】
- ⑨ 遺体保存プール【随意契約】
- ⑩ フォールディングテーブル（搬入施工費込）【随意契約】
- ⑪ 医薬品 ハイゼントラ 20%皮下注 4g/20ml CSLベーリング【随意契約】
- ⑫ 福井大学（松岡）高度被ばく医療支援施設新営工事（設計変更）【一般競争入札】
- ⑬ 福井大学（松岡）ライフライン再生Ⅰ（排水設備）工事【一般競争入札】

意見・質問	回答
<p>① について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書第1条第2項に記載されている仕様書は、契約書に添付する必要は無いのか。</li> </ul> <p>② について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加資格について、本契約では1級下位のD等級を加えているが、その背景は何か。</li> </ul> <p>③ について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の設備に付属する物品であることから、エビデント社製を指定しているということか。</li> <li>・エビデント社は直販しないのか。</li> </ul> <p>④について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他にも多くのメーカーがあると思われ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、契約書には添付していない。</li> <li>・AからC等級の県内業者が僅少であることから、競争性を高めるためにD等級を加えた。</li> <li>・そのとおりである。</li> <li>・直販していない。代理店を通じて販売している。</li> <li>・特別な仕様ではない。結果的に1者応札</li> </ul>

るが、応札者が1者だけである。特別な仕様だったのか。

⑤について

- ・ 予定価格の算出方法について説明してください。
- ・ リース料金について、供給者ではなく賃貸者に支払うこととなっている。こうした三者契約はあまり見たことがない。
- ・ リース料金の積算について、保険料や手数料を計算するときの1%などの根拠は。

⑥について

特になし

⑦について

- ・ 契約書の供給者及び代理人の記載について、供給者の押印は不要と思う。

⑧について

- ・ 随意契約理由書にあるアフターサービス・メンテナンス等が迅速に対応できると判断した根拠は何か。
- ・ 随意契約が可能な予定価格 500 万円未満と判断したのは、いつの時点か。

⑨について

特になし

⑩について

特になし

になった。

- ・ サーバー、ネットワーク機器について、通常、定価の8割位で納入するところ、是非とも落札したいということで定価の3割位で参考見積書を出してきたため、他の物品の予定価格算出を省略し業者参考見積額を採用した。
- ・ 契約した時点で機器の所有権はリース会社にある。リース料金は賃借者に支払うが、このシステムの保守は供給者が行う。
- ・ 物価資料を参考にしている。

- ・ 本学と契約実績のある業者を中心に、過去に修理や不具合があったときに迅速に対応した業者を選定した。
- ・ ある程度購入物品が決まった段階で業者に声かけする。その時点で随意契約か一般競争かを判断している。

⑪について

- ・今回の変更契約によりどれくらいのコストダウンが図られたのか。

⑫について

- ・工事請負契約書にある前払金、中間前払金の割合の根拠について説明してください。
- ・不落随意契約しているが、第1回、2回の入札金額と契約金額の差が大きい。仕様の変更とかしていないか。入札金額と随契の金額の差が大きいので、説明はなかなか難しいとは思いますが、問われた場合の説明を整理しておいて欲しい。

⑭について

- ・契約した企業は、基準価格以上が「×」になっている。「○」でなくとも良かったのか。

- ・6社での削減額は、1,200万円程度です。

- ・本学工事請負契約基準第35により、前払金は、請負代金の10分の4以内、中間前払金は請負代金の10分の2以内と規定している。
- ・していない。

- ・基準価格を下回っていたことから、低入札価格調査を実施し問題ないと判断し契約締結した。